

○長野県手数料徴収条例（平成12年3月23日条例第2号）抜粋

74の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分	単位	金額
法第17条第3項又は第18条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画又はその変更の認定の申請（当該申請に併せて法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合のものに限る。）に対する審査	1件	68の項の（1）に定める区分に応じ、それぞれ同項の（1）に定める額